

職場における化学物質等の管理のあり方 - 未来編 -

2021.1.25／2021.2.24
令和2年度 職場における化学物質管理に関するリスクコミュニケーション



厚生労働省労働基準局 安全衛生部
化学物質対策課 化学物質評価室

室長補佐
植松宗久

Contents

1

これまでの国によるリスク評価

2

職場における化学物質管理等のあり方に関する検討会/リスク評価WG

3

未来へ向けた検討

1

これまでの国によるリスク評価

現行の国によるリスク評価の全体像

発がん性スクリーニング

変異原性試験
形質転換試験
発がん性試験（中期・長期）

国内外の情報をもとに、特に有害性の高いと考えられる物質を選定し、その物質の有害性情報を収集するとともに、使用状況を調査し、専門家による検討を経て、必要に応じて特別規則に追加（平成18年度から導入）

発がん性の有無を確認すると共に、リスク評価対象候補物質の選定にも応用

IARCの情報や発がん性スクリーニングの結果等を元に対象物質を選定し、リスク評価を実施

国によるリスク評価

検討会

検討内容/リスク評価の流れ

化学物質のリスク評価に係る
企画検討会

リスク評価対象物質の選定、リスク評価方針の検討等

化学物質のリスク評価検討会

有害性評価小検討会

発がん性評価WG
遺伝毒性評価WG

国によるリスク評価

評価対象物質の有害性評価
（評価値の設定、がん原性試験結果の評価含む）

有害性評価

ばく露評価小検討会

<有害物ばく露作業報告>

評価対象物質のばく露評価、測定手法の検討

ばく露評価

化学物質による労働者の健康
障害防止措置に係る検討会

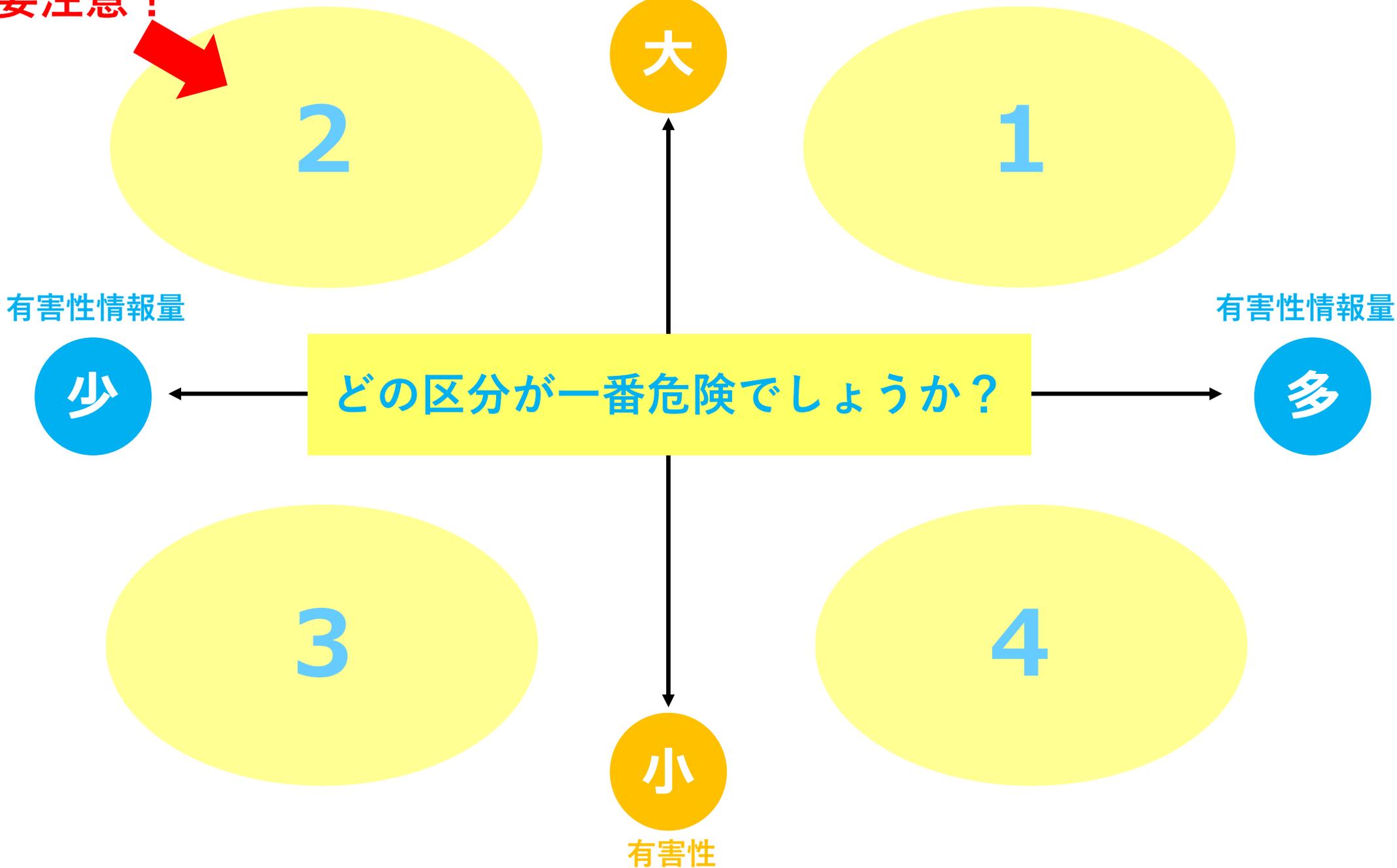
規制措置等が必要とされた物質について

特別規則への追加

等健康障害防止措置の検討

<補足> 化学物質の有害性と情報量の関係

要注意!



2

職場における化学物質管理等のあり方に関する検討会
／リスク評価WG

職場における化学物質管理等のあり方に関する検討会 中間とりまとめ

1 検討会の趣旨・開催状況

2 これまでにまとまった検討結果

- 1 職場における化学物質管理を巡る現状認識
- 2 化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）
- 3 化学物質の危険性・有害性の伝達の強化
- 4 労働者の意識啓発・教育の強化
- 5 中小企業に対する支援の強化

3 今後の検討事項

- 1 検討会における検討事項
- 2 ワーキンググループにおける検討事項

4 検討スケジュール

1. 検討会の趣旨・開催状況

国内で輸入、製造、使用されている化学物質

危険性や有害性が不明な物質は少なくない

約 **70,000** 物質

化学物質による労働災害

オルト-トルイジンによる膀胱がん事案

有機粉じんによる肺疾患の発生

年間

約 **450** 件

MOCAによる膀胱がん事案

法令による規制対象外の物質による労働災害も頻発

趣旨・目的

化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討する。

本検討会

- ◆ 事業場における化学物質等による労働災害防止対策のあり方に関する事
- ◆ ラベル表示・SDS交付等の危険有害性情報の伝達のあり方に関する事
- ◆ 化学物質等の管理に係る人材育成のあり方に関する事

2020.12.23までに
11 回開催

リスク評価ワーキンググループ

- ◆ 国によるリスク評価のあり方に関する事
- ◆ その他職場における化学物質等の管理のあり方に関する事

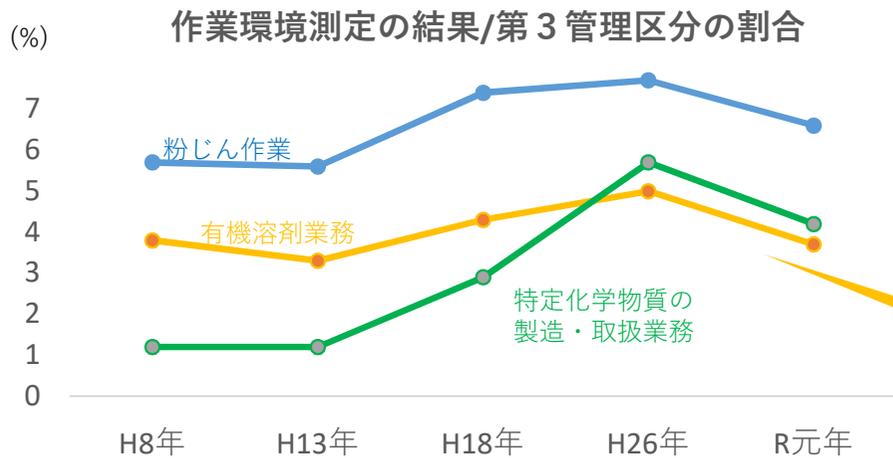
2020.12.23までに
3 回開催

2-1. 職場における化学物質管理を巡る現状認識

(1) 労働災害の発生状況

	件数	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS 交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外 物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できて いないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

(2) 有害作業に係る化学物質の管理状況



(3) 中小企業における状況

- ◆ 企業規模小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、労働者の有害作業やラベル、SDSに対する理解が低い。

(4) 諸外国における化学物質管理

- ◆ 欧州及び米国は、GHS分類で危険有害性のある全ての物質がラベル表示・SDS交付の義務対象。
- ◆ 欧州は、個別規制はしていないが、リスクアセスメントが義務。また細かい流通規制がある。米国は、インダストリアル・ハイジニストの判断を重視。

規制対象外物質による労働災害が約 8 割

第3管理区分事業場の割合が増加傾向

リスクアセスメントを実施しない理由の上位は

- ◆ 人材がない
- ◆ 方法が分からない

◆ リスクアセスメントの実施率は50%程度

2-2. 化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

現 行

「有害性（特に発がん性）の高い物質について国がリスク評価を行い、特定化学物質障害予防規則等の対象物質に追加し、ばく露防止のために講ずべき措置を国が具体的に法令で定める」仕組み

< 個別管理規制 >

見直し後

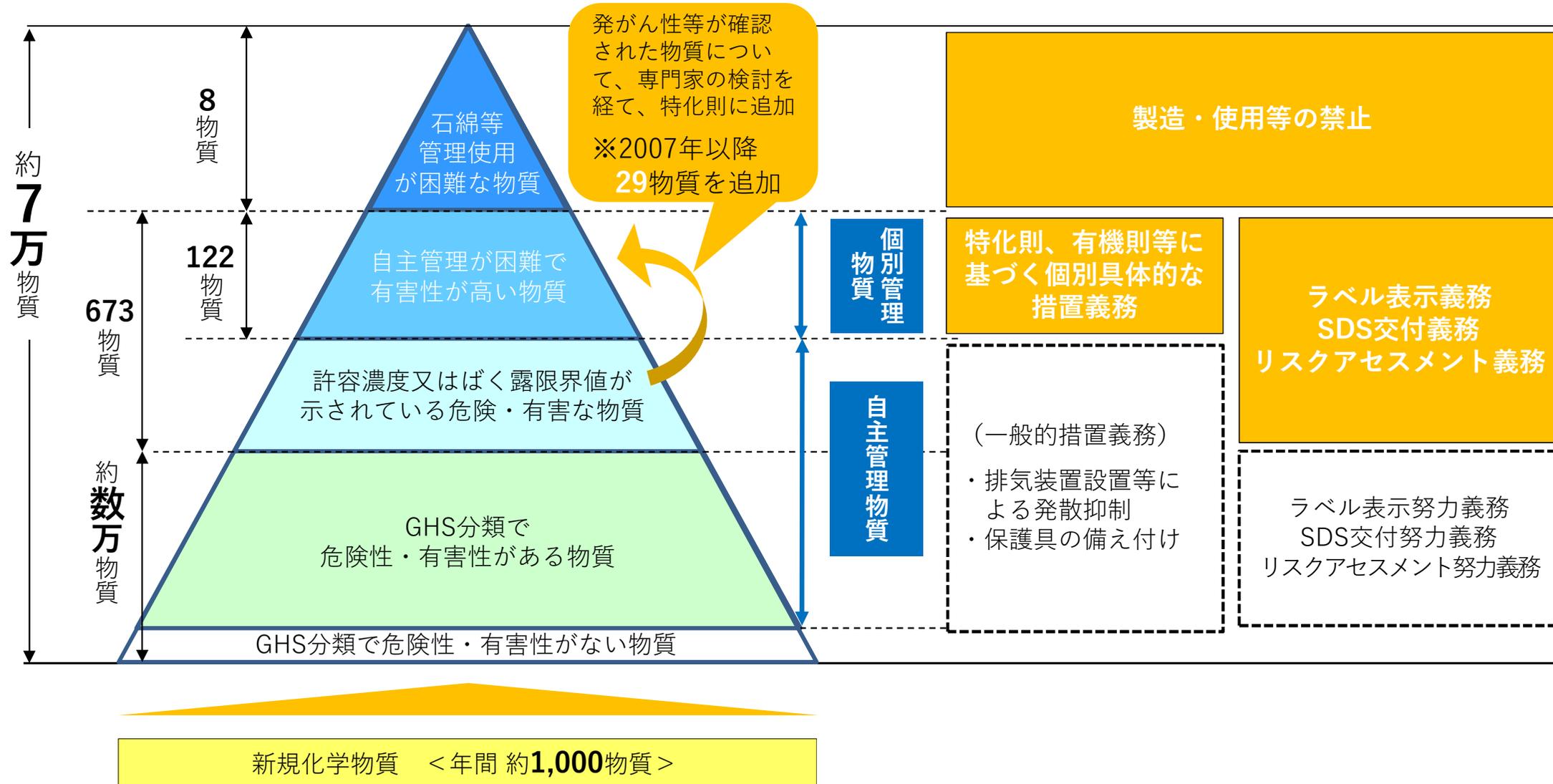
「国はばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクセサメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行する」ことを原則とする仕組み

< 自律的な管理 >

2-2. 化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

現在の化学物質規制の仕組み

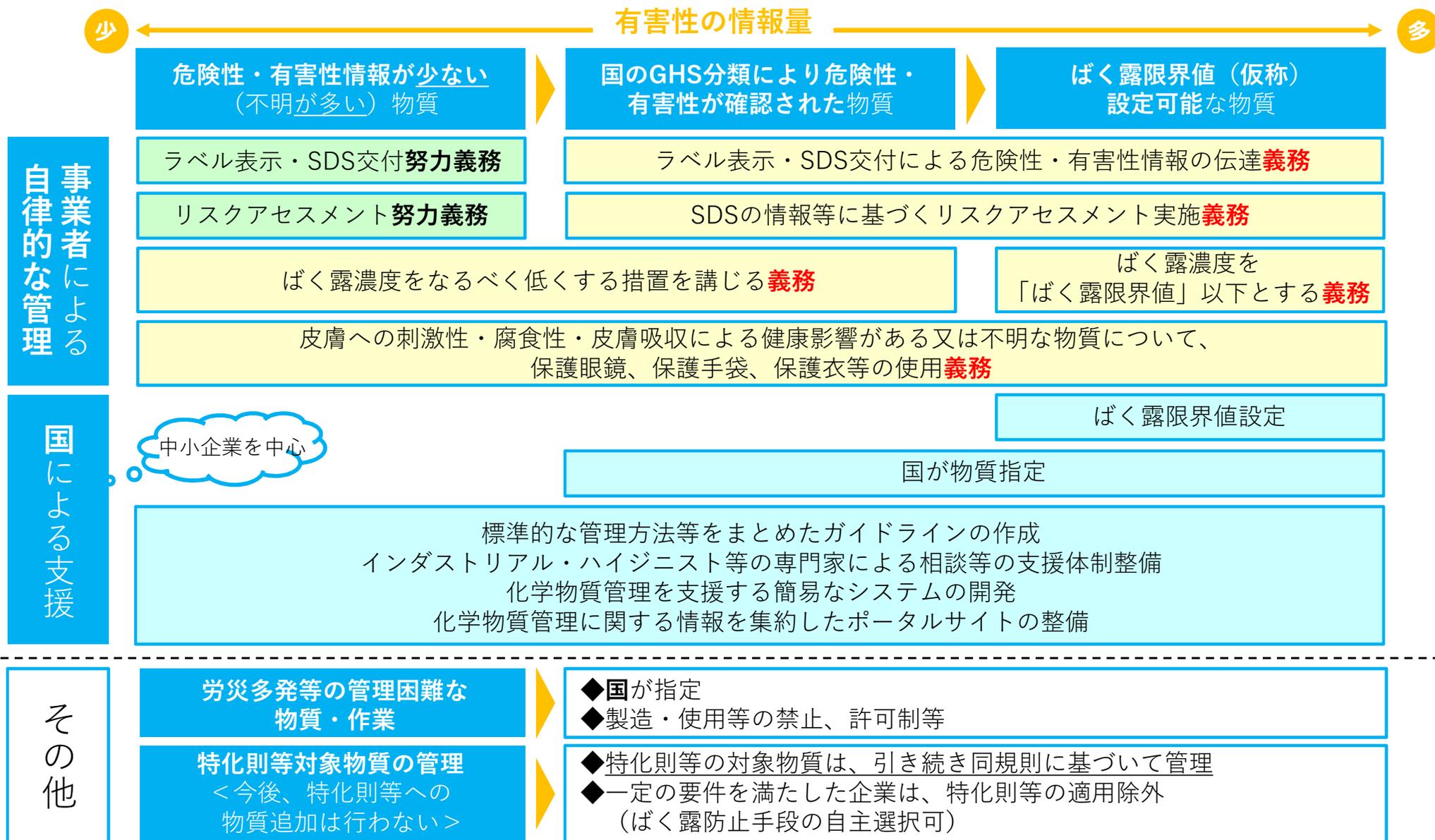
<特化則等による個別管理規制を中心とする規制>



2-2. 化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

見直し後の化学物質規制の仕組み

< 自律的な管理を基軸とする規制 >



<補足> 「ばく露限界値（仮称）」と「暫定ばく露限界値（仮称）」

自律管理における判断基準を明確化し、化学物質へのばく露防止対策の適切な実施を促進するために、国が指標値を設定することとしています。

ばく露限界値（仮称）

- ◆自律管理における判断基準を明確化し、化学物質へのばく露防止対策の適切な実施を促進するために設定する指標値。
「労働者が吸入する有害物の濃度」を当該濃度以下に保つことを**義務**とする。
- ◆労働者が1日8時間、週40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で化学物質にばく露される場合に、当該化学物質の平均ばく露濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響が見られないと考えられる濃度。また、有害性情報に応じて、最大許容濃度（作業中のどの時間でも、ばく露濃度がこの数値以下であれば、健康上の悪影響を及ぼさないと判断される濃度）としてのばく露限界値を示すことも検討。

暫定ばく露限界値（仮称）

- ◆ばく露限界値が設定されていない化学物質を取り扱う事業場において、化学物質の性状に応じてばく露防止対策の目安となる指標値。「労働者が吸入する有害物の濃度」を、当該濃度以下に保つことを**努力義務**とする。
- ◆有害性情報等が十分ではなく、ばく露限界値が設定できない物質に対して、多量の吸入による健康障害を予防する観点から、物質の種類によらず、少なくとも当該濃度以上ばく露させてはならないとする濃度。たとえ、当該濃度以下であっても、未知の毒性による健康障害の可能性があるので留意。

2-2. 化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

(1) GHS分類の分類済み危険有害物の管理

国によるGHS分類の結果
危険性・有害性の区分がある全ての物質



- ◆ラベル表示・SDS交付の義務対象
- ◆危険性・有害性情報に基づくRA及びその結果に基づく措置の実施を義務付け

RA結果に基づく措置

- ◆次の①～④の優先順位の考え方に即して事業者が自ら手段を選択（自律的な管理）し、労働者が吸入する有害物質の濃度をなるべく低減することを義務付け
 - ① 危険性・有害性がより低い物質への変更等によるハザードの削減
 - ② 密閉化、局所排気装置の設置等によるリスクの低減
 - ③ 作業手順の改善、立ち入り禁止場所の設定、作業時間の短縮化等によるリスクの低減
 - ④ 有効な保護具の適切な選択、使用、管理の徹底によるリスクの低減

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚吸収
による健康障害のおそれのある物質



- ◆できるだけ直接接触しない作業手順を採用し、皮膚障害等防止用保護具の使用を義務付け

労働災害が多発するなど、管理使用が
困難と認められる物質又は特定の作業



- ◆以下の対応を国が検討
 - ①当該物質の製造・使用等の禁止
 - ②当該物質の製造・使用等の許可制
 - ③労働災害が集中する等リスクが高いと考えられる特定の作業のみ禁止、許可制又はばく露防止手段を指定

特化則、有機則等の対象物質



- ◆引き続き同規則に基づく管理を適用。
- ◆ただし、一定の要件を満たす事業者は、都道府県労働局長等の認定を経て適用除外

2-2. 化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

(2) GHS未分類物質の管理

GHS未分類
の物質



- ◆ 次の①～④の優先順位の考え方に即して事業者が自ら手段を選択（自律的な管理）し、労働者が吸入する有害物質の濃度をなるべく低減することを義務付け
 - ① 危険性・有害性がより低い物質への変更等によるハザードの削減
 - ② 密閉化、局所排気装置の設置等によるリスクの低減
 - ③ 作業手順の改善、立ち入り禁止場所の設定、作業時間の短縮化等によるリスクの低減
 - ④ 有効な保護具の適切な選択、使用、管理の徹底によるリスクの低減
- ◆ できるだけ直接接触しない作業手順を採用し、皮膚障害等防止用保護具の使用を義務付け

(3) 労使等による化学物質管理状況のモニタリング

右項目を
義務付け



- ◆ 自律的な管理の実施状況（リスクアセスメントの実施結果、労働者のばく露の状況、保護具の選択・使用等の措置の実施状況など）について衛生委員会等で労使で共有すること
- ◆ 自律的な管理の実施状況の記録及び一定期間の保存
- ◆ 化学物質の取扱いの規模が一定以上の企業は、定期的に、自律的な管理の実施状況についてインダストリアル・ハイジニスト等の専門家の確認・指導を受けること

健康影響
の確認等
の仕組み



- ① 健康診断の実施の可否は労使が判断（産業医がいる場合はその意見を参考にする）
- ② 健康診断を実施する場合の検診項目は、健診を実施する医師又は産業医が判断
- ③ 労働者がばく露限界値（仮称）を越えてばく露した可能性がある場合は、臨時の健康診断の実施を義務付け
- ④ 年1回実施する一般定期健康診断の問診において、化学物質の取扱い状況等を聴取し、健康への影響の有無について特に留意して確認

2-3. 化学物質の危険性・有害性情報の伝達の強化

(1) ラベル表示・SDS交付を促進するための取組

「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」
以外の製品

◆以下の①～⑥に掲げる「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」以外の製品は、一般店舗販売やインターネット販売されているものも含め、労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象であることを明確化。（通達を改正し、**⑥を追加**）

- ① 薬事法に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品
- ② 農薬取締法に定められている農薬
- ③ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にはならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- ④ 表示・通知対象物が密閉された状態で取り扱われる製品
- ⑤ 一般消費者のもとに提供される段階の食品
- ⑥ **家庭用品品質表示法に基づく表示がなされているものその他一般家庭だけで用いられることを想定しているもの**

◆ラベル表示・SDS交付義務対象外の化学物質であっても、化学物質の流通においては

「ラベル表示・SDS交付を伴うことが基本である」

という考え方を、行政、業界、労働組合が協力して広める。

◆ラベル表示・SDS交付義務違反を是正しない場合は、対象製品名等を公表するなど指導を強化。

2-3. 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

(2) SDS記載内容、交付方法等の見直し

SDS記載項目の追加

- ◆「推奨用途と使用上の制限」を追加
(当該化学物質を譲渡又は提供する時点で想定しているものを記載すれば足りる)

危険有害性情報の 定期的な見直し

- ◆SDS交付義務対象物質の譲渡・提供者は、当該物質に係る危険性・有害性情報の更新状況の定期的な確認及び更新されている場合のSDSの再交付を義務付け

SDS交付手段

- ◆SDS交付手段として、インターネットを通じた伝達方法（容器に印字されたQRコードの読み取りや、HP等でのSDSの内容の閲覧など）も可能とする。

(3) 譲渡・提供時以外の場合における危険性・有害性に関する情報伝達の強化

- ◆当該容器による譲渡又は提供を意図しない場合でも、以下の①又は②に該当するときは、ラベル表示その他の方法で当該容器を取り扱う労働者に内容物の種類及びその危険性・有害性に関する情報の伝達を義務付け
 - ① 購入したGHS分類済み危険有害物を事業場内で他の容器に移し替えるとき
 - ② 自ら製造したGHS分類済み危険有害物を容器に入れるとき
- ◆GHS分類済み危険有害物を製造し、又は取り扱う設備の改修、清掃等の作業を外部に委託する場合に、請負人に対し、当該物質の危険性・有害性や作業についての注意事項などを記載した文書の交付を義務付け

(4) 支援措置等

- ◆危険性・有害性に関する最新情報を共有・活用できるプラットフォーム作りを関係省庁・機関で連携して推進
- ◆先進的な取組を行う企業・団体の表彰等の制度等により支援する仕組みを検討

2-4&5. 労働者の意識啓発・教育の強化／中小企業に対する支援の強化

労働者の意識啓発・教育の強化

化学物質へのばく露防止を確実なものとするためには、作業に従事する労働者自身も、自ら取り扱う化学物質の危険性・有害性を正しく理解し、作業において生じうるリスクを正しく認識し、正しい作業方法を遵守し、保護具を適切に使用することが重要であることから、以下の取組を進めることが適当。

- ◆雇い入れ時教育及び作業内容変更時教育の教育事項に、
 - ① ラベルの内容
 - ② 作業場の注意点
 - ③ 保護具を使用させる場合は、その意義及び使用方法を追加。
- ◆学校教育など、早い段階からのラベル教育の導入について検討。
- ◆SDSに基づいて行う化学物質のリスクアセスメントに作業に従事する労働者の参画を義務付け。

中小企業に対する支援の強化

化学物質に関する知識や人材が十分でない中小企業が、適切な化学物質管理を行うことができるよう、以下の取組を進めることが適当

- ◆特に管理が困難な物質や、危険性・有害性が高い物質の標準的な管理方法等をまとめたガイドラインの策定。
- ◆企業OB等を活用し、地域ごとに、化学物質管理に関する高い専門性や豊富な経験を有する人材を育成・配置し、中小企業等からの無料相談対応、助言支援等を行う体制の構築を検討。
- ◆専門知識がなくても化学物質管理が容易に実施可能な、スマートフォンやタブレット等を活用した簡易な管理支援システムの開発及び化学物質管理に関する情報を集約したポータルサイトの整備を検討。
- ◆中小企業等でも混合物のSDS作成が簡易に行えるようなツールの開発等。

3

未来へ向けた検討

3. 今後の検討事項

検討会における検討事項

- 1 化学物質管理を支える専門人材の確保・育成
- 2 特定化学物質障害予防規則等に係る課題への対応
 - ◆ ばく露リスクに応じた健康診断の実施頻度等の見直し
 - ◆ 気中濃度を管理濃度以下に維持することが技術的に困難な場合の対策
- 3 遅発性疾病の把握方法等
- 4 ワーキンググループにおける検討事項（ワーキンググループとりまとめの報告後）

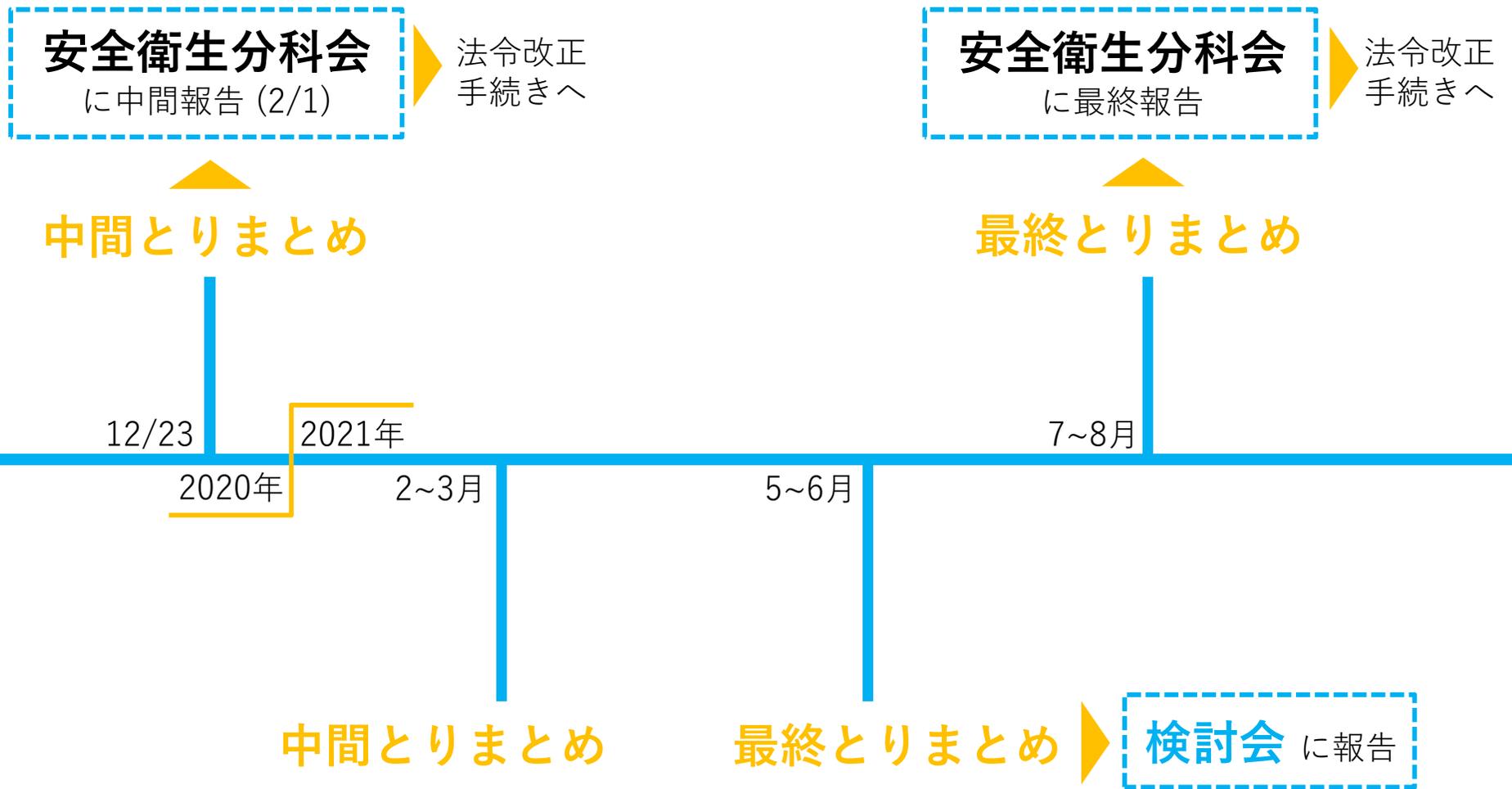
リスク評価ワーキンググループにおける検討事項

- 1 国によるGHS分類の進め方
- 2 ばく露限界値（仮称）及び暫定ばく露限界値（仮称）の設定方法
- 3 化学物質に関する危険性・有害性に関する情報の収集等のあり方

4. 検討スケジュール

検討会

リスク評価ワーキンググループ





自律的な管理で
支える未来は近い

To be continued..